

# 琉球大学学術リポジトリ

## 陪審制度からみたアメリカの刑事手続

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-09-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 青木, 孝之, Aoki, Takayuki メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/1608">http://hdl.handle.net/20.500.12000/1608</a>

## 陪審制度からみたアメリカの刑事手続

青木孝之

- 一 初めに
- 二 トライアルの前段階における若干の問題
  - 1 序説
  - 2 捜査と公判
  - 3 モーションについて
- 三 陪審制度の運用
  - 1 陪審裁判と裁判官による裁判
  - 2 陪審選定手続
    - (一) 陪審選定手続の実際
    - (二) 陪審制度の理念と現実
  - 3 冒頭陳述
- 四 陪審法廷の実際
  - 1 当事者主義
  - 2 直接主義ないし口頭主義
  - 3 陪審に対する説示

4 評議と評決

五 公判における事実認定

1 序説

2 陪審の事実認定

(一) 事例1

(二) 事例2

(三) 若干の考察

3 裁判官の事実認定

(一) 事例3

(二) 事例4

(三) 若干の考察

六 最後に

一 初めに

私は、裁判官として名古屋家庭裁判所に勤務していた平成9年(1997年)9月から平成10年(1998年)6月にかけて、平成9年度判事補在外特別研究員<sup>(1)</sup>として、アメリカ合衆国ミシガン州第3巡回裁判所を中心に、同裁判所が管轄するミシガン州ウエイン・カウンティ<sup>(2)</sup>の法律実務を見聞する機会に恵まれた。そこで得た知見をもとに、専ら陪審制度を通じてアメリカの刑事手続の特徴を論じようというのが、本稿の目的である。

もとより本稿は、個人的な見聞録の域を出るものではない上に、既に旧聞に属する事柄も少なくない。しかしながら、わが国において裁判員制度の導入が正式に決定した折から、陪審という名の一般市民に事実認定を委ねるアメリカ合衆国の制度を概観し、彼我の刑事司法制度の長所・短所を確認しておくことも意味のないことではないと思われる。アメリカは州と連邦の多元的・重層的な司法制度を持つ国であり、<sup>3)</sup>かの国の司法制度を論じる際には、その点に関する検討が不可欠であるが、本稿においては、感覚的に最もなじみやすい州の第1審レベルの事件を題材に、陪審制度から光を当てて、アメリカ合衆国の一法域(Jurisdiction)における刑事司法の実像を描写してみようと思ふ。

なお、本稿においては必要最小限の条文を引用してある。MCLは、Michigan Compiled Laws、(ミシガン州法)の、MCRは、Michigan Court Rules、(ミシガン裁判所規則)の、MREは、Michigan Rules of Evidence、(ミシガン証拠法)の、それぞれ略である。

## 二 トライアルの前段階における若干の問題

### 1 序説

陪審の主たる任務はあくまでトライアル(争点整理等を終了した上で実施される集中証拠調べに相当する。)における事実認定にある。したがって、陪審はトライアルの段階になって初めて登場するものであり、それ以前の捜査、<sup>4)</sup>訴追、<sup>5)</sup>起訴前手続、<sup>6)</sup>公訴の提起及び公判前手続の各段階は、本稿が直接記述の対象とするところではない。しかしながら、刑事司法は全体として機能する1個の有機的なシステムであり、トライアルの段階で目に見えた陪審制度だけを表面的ないし断片的に紹介することは、アメリカの刑事司法システムについて誤解を生じさせることにも

なりかねない。

そこで本章においては、トライアルに関する記述に入る前に、トライアル以前の段階における若干の問題につき、専ら公判における事実認定との関連から、必要最小限度で考察をしておきたい。捜査・訴追や公判前手続等の在り方は、結局、公判における事実認定の在り方を反映したものに他ならないからである。

## 2 捜査と公判

アメリカの捜査は、少なくとも州レベルの通常刑事事件に関する限り、全体にかなりラフである。では、なぜこのようなラフな捜査で公判が維持できるのか。それに対する答えは、一言で言ってしまうと、公判における事実認定もラフだからである。

まず、アメリカにおいては、そもそも審判対象たる訴因につき、日本におけるような細かな特定が要求されない。訴因は罪体ごとに定型化されており、最低限の構成要件要素や固有名詞、日時・場所をインプットすれば、そのままコンピューターから打ち出せる類のものである。訴因の記載は簡素をもつて旨とするのであり、最低限の構成要件要素さえ明らかになればよいというプラクティカルな思想に貫かれている。公判における事実認定も同様であつて、日本のように、背景事情に至るまで数多くの事実を集め、動機や行為態様を明らかにしたり、犯行に至る経緯を詳細に認定することなどしない。訴因記載の犯罪事実が存在するかどうか、その点に裁判の機能を集約させているのであつて、判断それ自体に完結性やストーリー性を持たせようという感覚が希薄なのである。したがって、日本におけるような詳細かつ多量な証拠書類は必要なく、それに呼応して綿密な捜査や取り調べも必要ないということになる。また、アメリカの公判における事実審理は徹底して人証中心であり、伝聞云々というテクニカルな議論以

前に、何よりも直接主義が貫かれている。これは事実認定者が陪審であることと深く関わっていると思われるが、要するに、法律知識もなく事実認定の訓練も受けていない12人の一般市民が、短期間（通常の事件ではせいぜい数日まで）に集中的な証人調べを聴き、それで心証を採って説示も理由も何もなしに（陪審にそのようなことを要求するのは無理である）、一気に結論だけを出すというスタイルを採っている。日本のように、職業裁判官が時間をかけて捜査段階の供述調書と公判の逐語録を逐一照らし合わせていくという作業が、事実認定の過程において起り得ない。したがって、捜査もそのような事実認定のあり方に対応したものになっており、詳細な供述調書は必要ないのである。さらに、アメリカの刑事裁判は、よく言われるように司法取引の世界であり、公判における自白の存在する事件は、いわゆる有罪答弁（フリー・ギルティー）によって証拠調べなしに終局する事実も見逃せない。結局、実務の大多数を占める自白事件については証拠調べなしに終局するし、何らかの理由で証拠調べに至った事件については、公判での立証は、捜査に従事した警察官や、被害者・目撃者等の集中的な証人調べにより賄うので、いずれにせよ詳しい供述調書は作成しても使わない。極論すれば作成しても意味がないのである。それから、アメリカの刑事裁判においては、事実認定手続と量刑手続が区別されていることも付け加えておくべきかも知れない。すなわち、陪審が有罪の評決に至ると、裁判官はその旨被告人に言い渡し、被告人はその場で収監される。そして、手続は量刑のためプロベーション・オフィサーによる判決前調査に移行し、被告人の身上経歴等の量刑資料はこの中で得られていく。したがって、日本のように、情状に関する事実について証人調べまでして公判で審理することがなく、捜査もその分簡素なものになるのである。

### 3 モーションについて

あと、本章においては、公判前手続 (pre-trial procedure) におけるモーシオン (Motion) なる手続についても触れておきたい。モーシオンは、通常「公判前申立」あるいは単に「申立」と訳される。刑事・民事を問わず、アメリカの裁判によく出てくる手続で、最も広義には、自らに有利な決定ないし命令を求めて、一方当事者から裁判所に對してなされる申立てを総称してモーシオンと呼ぶようである。実際上は、モーシオンとは、トライアルに先立って解決しておくべき手続問題ないし法律問題を解決するための手続と考えてよい。トライアルに先立って処理されるべきことから、公判前手続のいずれかの段階で当事者によってモーシオンが申し立てられる。そして、多くの場合、判断のために審問手続 (hearing) が実施され、証人調べが行われる。

さて、実体審理の場であるトライアルの前に片づけておくべき手続問題ないし法律問題とは、どのようなものか。例えば、被告人がコカインを所持していた事実そのものに争いはないが、捜索・差押の適法性が争われている事案があるでしょう。言うまでもなく、当該捜索・差押が証拠排除されるほどに違法ならば被告人は無罪、そうでなければ有罪であつて、これが唯一の論点である。この場合、上記の問題をトライアルに持ち込むとどういうことになるか。陪審は、起訴にかかる犯罪事実が存在するか否か、その判断のために構成されるのであつて、違法捜査抑制の見地から当該証拠を排除するのが妥当か否かという、多分に政策的な判断にはなじまない。もちろん事実認定と法律問題は突き詰めれば紙一重であるが、陪審に求められているのは、よく言われるように、一般市民の素朴な感覚や常識を活用し、専ら証言の信用性を判断することであつて、証拠排除法則<sup>(9)</sup>のような極めてテクニカルな判断の枠組みを与えても、使いこなせないのがむしろ自然である(そんな人がいたら、それは陪審員ではなくて法律専門家である)。また、ある証拠が伝聞かどうか微妙で、かつ、その証拠が公判の帰趨に決定的な影響力を持つ、そんな事案があつたでしょう。この事件がトライアルにかかれば、伝聞法則を巡つて異議が飛び交い、証拠決定のた

め、審理を中断して検討の時間を持つことが必要になることも十分予想される。しかし、その場合、陪審員の扱いをどうするか。彼らをいつまでも陪審席に座らせておくわけにはいかない。職業法曹だけが関与しているならば、「この点は微妙であるし、結論に決定的な影響を与えるので、時間をかけて検討します。次回期日はいついつ。」と手続を続行することもできるが、一般市民12人(審理の段階では予備陪審員を入れて14人)を宙ぶらりんのまま拘束し続けることはできないのである。また、職業裁判官ならば、伝聞かどうかを判断するために、いったん証拠を提示させて考えるという手法を採ることができる。その上で、伝聞証拠として排除されると判断したならば、当該証拠を要証事実との関係で用いてはいけないことを念頭に置いて判決書を作成することもできる。しかし、陪審にそのようなことができるだろうか。「この供述は、供述がなされたこと自体を証明するための証拠として用いることはできるが、供述の内容そのものを証明するための証拠として用いてはいけません。」、そんな説明を生まれて初めて聞いて、その場で納得して事実認定ができるならば、その人は、一般市民の素朴な感覚や常識を持ち合わせている人ではない。どのような形にせよ、いったん証拠が法廷に出てしまえば、陪審は確実に影響を受けてしまうのである。そうなるともはや取り返しがつかないのである。以上のように考えていくと、集中的な証拠調べに入る前に、法律家の間でどうしても片づけておかねばならない問題があることがわかりただけよう。それを解決するのがモーションであると、私はそう理解している。モーションでこの点をはつきりさせ、蒸し返されることのないようにしておかないと、トライアルが紛糾してしまうのである。

ひとつつ分かり易い例を引いてみよう。連邦地裁の事案であるが、デトロイト・マフィアのボスが、幹部とされる他の被告人とともに、違法な債権取り立て、組織を背景にした恐喝、ラスベガスのカジノに対する不当な経営介入(二種のみかじめ料要求)等、見るからに立件の難しそうな幾つもの訴因で起訴されたことがあった。これまで誌



に包まれていたマフィアの実態が明らかになるということで、地元では大変な話題を呼んだのであるが、そのトリアルに先立ち、検察官から、元フイラデルフィア・マフィアのボスという証人につき、「合衆国東部主要都市にまたがるマフィア組織の存在及びその実態」という立証趣旨で証人請求がなされた。これに対し、弁護士から「本件各公訴事実はすべてデトロイトを犯罪地としており、関連性がない」との異議が出て、モーションが申し立てられた。しかるところ、担当裁判官は、ヒアリングを実施した上でこのモーションを認容し、当該証人を取り調べない旨の決定をしたのである。

私は、このヒアリングを傍聴してないので、上記決定につきコメントできる立場にないが、この裁判官が危惧したのは、当該証人の証言を陪審に聞かせた場合のインパクトの大きさであつたらうと推測する。順を追って説明すると、仮にもマフィアと目される集団が、たやすくボスにまで突き上げ捜査の伸びる底の浅い活動をしているはずはないのであつて、この事件を起訴にこぎつけたのは、様々な捜査手法を駆使した捜査機関の苦心のたまものであつた。当該証人も、別件の同種事件における捜査協力者であつたし（おそらく、司法取引によつて自らの刑事責任を減免してもらい、真実をしゃべつたのであろう）、本件においても、検察官立証の中核には、根気よく続けられた電話傍受の記録があり、法廷で朗読予定の部分だけでも、録音テープ70〜80時間分に及ぶと噂されている。このような特殊な事案であるから、結論がどちらに転んでも、ぎりぎりの判断となり、かつ当事者からの控訴が見込まれるのであるが、このような状況下で、当該証人のようないわくつきの証拠をどう扱うかは、担当裁判官にとつて頭の痛い問題である。検察官にすれば、とつておきの大物証人を冒頭にぶつけ、一気にペースをつかみたいところであろうが、被告人及び弁護士は、各公訴事実とも全くの濡れ衣である、そもそもマフィアなど実在しない、検察官の主張は映画もどきの作り話だと真つ向から突つ張っている。もし事実認定者が職業裁判官であるならば、最

初の段階ではできるだけ広く証拠を採用しておき、判決段階になって、どの証拠がどの事実との関係で使えるか、あるいは使えないか、整理していくという手法を採ることが出来るが、陪審裁判では、それができない。いったん証拠を法廷に出してしまつたら、修復が利かないのである。この事案を例にとると、上記の証人調べを実施し、かつ最終的に有罪の評決が出たならば、まず間違いなく弁護人はこの点を控訴理由に掲げるだろう。関連性のない証人が、デトロイトと関係のないマフィアの話べらべらしゃべつたために、陪審がマフィアの存在を信じ込み、目の前の被告人たちをそういう目で見えるようになってしまつたと、そのような主張が出るはずである。そして、他に直接証拠もないような場合、控訴審が1審の速記録をつぶさに読んで、陪審がこの証人に引きずられてしまつた可能性を否定できないと判断したら、用いるべきでない証拠を用いたという一種の手続違背を理由として、判決は破れてしまう。裁判官としては、これが最も気がかりなのである。別の言い方をすれば、陪審裁判とはそれほどデリケートなものであり、トライアルにおいて陪審を純粋な事実認定に専念させるため、公判前手続においてモーシヨンが活用されるのである。

### 三 陪審制度の運用

#### 1 陪審裁判と裁判官による裁判

アメリカの裁判制度における最大の特徴は、何と云つても陪審の存在であろう。一般市民である陪審員が事実認定をすることを前提に、全ての制度が組み立てられているところがあり、陪審を抜きにしてアメリカの司法制度を語ることはできない。陪審を受ける権利は憲法上の権利であり、陪審裁判が原則である。

しかし、すべての裁判が陪審によるわけではなく、裁判官が訴訟指揮のみならず事実認定をも担当する裁判が一

定数存在する。どんな時に裁判官による裁判が行われるかという点、被告人が陪審裁判を受ける権利を放棄し、検察官がそれに同意したときである。すなわち、ミシガン州法上、裁判官による裁判を実施するには、検察官の同意及び裁判官の承認が必要とされている(MCR6.02)。このように、被告人が権利を放棄するのは自由であるが、選択権まであるわけではないことに注意しなければならない。したがって、被告人が陪審裁判を受ける権利を放棄する意思を表明しても、検察官がそれに同意しなければ、陪審裁判が実施されることになる。

以上のように、アメリカの裁判制度においては、陪審裁判(Jury Trial)及び裁判官による裁判(Bench TrialないしWaiver Trial)という2種類の裁判が存在することになる。手元の資料によると、ミシガン州第3巡回裁判所刑事部においては、1997年1月から同年10月までの間に合計1,405件のトライアルが実施されているが、そのうち802件が陪審による裁判、436件が裁判官による裁判である。したがって、約3分の2弱が陪審裁判、残り3分の1強が裁判官による裁判ということになる。この数字が示すとおり、裁判官による裁判も決して珍しくはないのである。なお、手続上どの時点でどちらの裁判に決めるかという点、通常は公判前手続における最後の準備手続(ウエイン・カウンティの実務においては「ファイナル・カンファレンス」と呼ばれていた。)においてである。別にそれ以前に決めてもいいし、両当事者が、最初から「この事件はジュリー・トライアル(陪審裁判)になります。」とか、「ウエイバー・トライアル(裁判官による裁判)をお願いします。」などと申し立てる事件も少なくないが、最終的には最後の準備手続の場ではつきりさせる。もつとも、いつ権利を放棄しようが当事者の自由であるから、トライアルの日になって、突然ジュリー・トライアルがウエイバー・トライアルに変わることもある。ある裁判官に聞いた話では、証拠調べが終了し、陪審が評議に入った段階で、被告人が「やっぱり裁判官に事実認定をお願いしたい。」と言いついで出し、検察官もそれに同意したというケースもあったそうだ。

さて、それでは当事者はどのような場合に陪審裁判を選び、どのような場合に裁判官による裁判を選ぶのだろうか。これは経験に基づく戦略的選択によるところが大きく、まさにケース・バイ・ケースとしか言いようがないが、一般的な傾向だけ記してみよう。

まず間違いないと言えるのは、殺人、放火等の重大事案においては、ほぼ例外なく陪審裁判が選択され、窃盗、薬物所持、盗品所持等の比較的軽微な事案においては、裁判官による裁判が選択されることが多いということである。これは、ミシガン州第3巡回裁判所の事件処理態勢にもはつきりと表れており、殺人等の重大事案（日本ならば合議相当の事件）を主に担当する裁判官と、窃盗等の比較的軽微な事案（単独相当の事件）を主に担当する裁判官とが、大まかに色分けされている。そして、後者は原則として陪審裁判を担当しないことになっており、陪審席のないコンパクトな法廷を割り当てられている。どうしてこのような傾向があるのか、筋道立てて説明することは難しいが、ひとつと言えるのは、陪審裁判とは非常に時間と手間のかかる裁判であつて、事案の本身との釣り合いで、重量感のある事件には陪審裁判、さほどでもないような事件には裁判官による裁判といった、一般的な感覚があるということだ。したがつて、例えば死刑事件において（ただし、ミシガン州には死刑がないが）、陪審を受ける権利が放棄され、裁判官による裁判がなされるということは、実際上まずないはずである。逆に、裁判官による裁判においては、時に冒頭陳述や最終弁論が省略されるなど、手続がどんどん簡略化される。これは別に事件の難しさとは関係ない。結論がどう転ぶか微妙でも、被告人を現行犯逮捕した警察官の証言を信用するかしないか、証拠構造上それだけの事件ならば、わざわざ陪審を構成して裁判をする必要はなく、その場で裁判官に証言を聴いてもらう方が合理的という感覚なのである。

それから、結論とのからみはどうだろうか。有罪ないし無罪の蓋然性、量刑の傾向といったものが、どう影響す

るかということであるが、これも一言では説明し辛い。一般的には、陪審の方が無罪のチャンスが多いと言われ、実際、陪審裁判の方が幾分無罪率は高いと思うが、陪審の事実認定の振れ幅が大きいのは無罪方向に限ったことではないのであって、逆に、事案の悪質さや被害の甚大さ、あるいは被告人が何らかの嘘を付いたことや同種前科の存在等が法廷に出てしまうと、証拠上多少怪しくても判決が有罪に流れる可能性もある。したがって、無罪を求めて陪審を選ぶという一般化も必ずしもできないように思う。例えば弁護士が無罪の自信を持っており、検察官も内心「これは駄目だ。」と知っている事案では、両当事者があうんの呼吸で裁判官による裁判を求める場合すらある。理由は簡単で、どうせ結論が見えているならば、裁判官による裁判の方が早く済むからだ。また、弁護士は、確かに被告人に対して厳しいと言われる裁判官の法廷では、裁判官による裁判を避ける傾向があるが、彼らの名替のためについておくと、彼らが口をそろえて言うのは、「結論が有罪でも、量刑が厳しくても、それはそれでいい。ただ、最初から被告人の弁解を嘘と決めてかかったり、検察官立証が崩れたら大変だという感覚で事件を見るのではなく、公平にチャンスを与えて欲しい。」ということであり、私には、弁護士が結論の有利さだけを基準に行動を選択しているようには見えなかった。それから、このような戦略選択は被告人の専売特許ではなく、検察官にも思惑があることに注意しなければならない。先に述べたとおり、検察官は、被告人が陪審裁判を放棄すると言ってもそれに同意せず、あくまで陪審裁判を求めることができる。このことは現実に決して小さくない意味を持つ。アメリカでは、チャイルド・アブイーズ (Child Abuse: 幼児虐待) とか、ダメスティック・バイオレンス (Domestic Violence: 家庭内暴力ないし夫婦間暴力) とか呼ばれる類型の事件が非常に多く、ウエイン・カウンティ検事局にも専門のセクションがあるくらいなのだが、このような事件においては、検察官は原則として陪審裁判にこだわる。被害者が法廷に来て生々しい被害事実を証言するこの種の事案においては、陪審がその証言を信用し、おそらくは幾分の義憤や同

情をもつて有罪を評決することが多いからだ。もちろん、その点だけにとらわれてはいけませんが(証拠構造そのものの問題もあろう)、現に検事局の非公式な統計によると、トライアルになった事件全体の無罪率は約40%であるところ、この種の事案だけに限ると約20%であり、統計上有意と言つてもいいような差が出ているのである。

最後に、気になる無罪率のデータを示しておく。複数の実務家に尋ね、また幾つかの統計資料を見せてもらったところを総合すると、上記のように、州の裁判所でトライアルになった事件全体の無罪率は、約40%でほぼ間違いないようである。陪審裁判に限るとほぼ半数(50%)が無罪。裁判官による裁判においては約25%。ただし、一部無罪や認定落ちまで含めると50%くらいの数字になる。日本の否認事件に限って比較してみても、相当高い無罪率であることは間違いないであろう。<sup>(10)</sup>これをどう考えればいいのか、評価は難しいが、ひとつはつきり言えるのは、アメリカのトライアルはまさしく勝負、すなわち勝つたり負けたりするものだということである。

## 2 陪審選定手続

### (一) ジュリー・セレクションの実際

トライアルは、ジュリー・セレクション (Jury Selection) と呼ばれる陪審選定手続から始まる。陪審裁判と言つても、最初から陪審がセットされているわけではなく、陪審候補者として当日裁判所に呼び出された一般市民の中から、然るべき手続を踏んで陪審員を選び出し、その都度陪審を構成するのだ。

ミシガン州第3巡回裁判所の1階玄関フロアは、朝8時半頃になると、多くの市民でこつた返す。事件当事者や関係者も含まれているが、その多くは、運転免許登録台帳ないし選挙人登録名簿に基づいて、当日陪審候補者として呼び出されたカウンティの住民たちである。彼らは、仕事や学校を休み、子供を知人に預けるなどして、呼出

状に同封されていた質問回答書 (questionnaire) を携え、裁判所にやってくる。管内人口約26万人のウエイン・カウ  
ンティほどのカウンティになると、500人も陪審候補者が呼び出されることもあるそうだ。老若男女が入り混じっ  
ているだけでなく、人種も肌の色もまちまちで、アメリカ社会を象徴する雑然とした雰囲気である。彼らは、大き  
な集会室でビデオ視聴を含むオリエンテーションを受けた後、係員の誘導に従って、約40人ほどのグループに分か  
れ、各法廷に入っていく。法廷に入るまで、個々の事件に関する情報は一切与えられず、民事・刑事の別さえ法廷  
に入るまでわからない。予断を排除するため、全く白紙の状態に置かれているわけであるが、アメリカ人らしく、べ  
ちやくちやと陽気におしゃべりをし、スーツ姿からTシャツ・短パンまで、思い思いの格好に身を包んだ彼らこそ  
が、陪審裁判の担い手である。彼らの存在なしに、アメリカの裁判制度は機能しない。

各法廷に入ってしまった陪審候補者たちは、まず傍聴席に座り、その中から14人が無作為に選ばれて陪審席に座る。  
この段階で、候補者全員によって質問に対し真実を答える旨の宣誓がなされ、しかる後にヴォア・ディア (Voir Dire)  
と呼ばれる陪審員選定のための質問が開始される。陪審に運命を委ねる当事者としては、証拠調べもさることなが  
ら、そもそも、どんな陪審員によって陪審が構成されるかが死活問題であり、したがって、彼らには、陪審選定手  
続において一種の忌避権の行使が認められる。一定数の限度内で、陪審員として不適格だと思った候補者を排除す  
る (excuse) することができるのである。ただ忌避権行使の前提として、個々の候補者がどのようなパーソナリテイ  
の持ち主なのか、その点に関する情報が必要である。それを得るための質問手続がヴォア・ディアなのだ。裁判官  
は、まず傍聴席に座った14人に対して、手元の質問回答書を見ながら、住所、職業、家族構成、過去に陪審員とし  
て評議・評決に加わった経験の有無など基本的な事柄を確認していく。そして次に、事件関係者に知り合いはいる  
か、家族や親しい友人に法曹関係の人はいるか、警察に勤めている人はいるか、同種の犯罪の被害者になった経験

はあるかなど、次第に当該事件の陪審員としての適性に直接関連する質問に移っていく。裁判官は、自分の質問がひととおり終わると検察官及び弁護人にも質問を許可する。これを受けて、当事者も自分が尋ねたいところを詳しく尋ねていく。<sup>(11)</sup>

質問が一段落すると、裁判官は、当事者に「理由付き忌避 (Challenge for Cause: MCR6.412 (D)) はありますか。」と尋ねる。理由付き忌避とは、例えば、当該候補者が明らかに事件について予断・偏見を抱いているなどの理由により、当事者が忌避を申し立て、裁判官が当該理由の有無を判断するものだが、多少候補者に癖があっても、予断・偏見が明らかとまでは認定できないのが普通であるから、この忌避が申し立てられることは少なく、申し立てられても認容されることは滅多にない。私の経験でも、民事の損害賠償請求事件の陪審選任手続で、特殊な信念を持ち、最初から原告を勝たせると公言していた候補者が忌避されたのを見たのが唯一の例であった。そんなわけで、理由付き忌避で忌避される候補者はまずおらず、裁判官は、次に「専断的忌避 (Peremptory Challenge: MCR6.412 (E)) はありますか。」と尋ねる。専断的忌避とは、理由付き忌避と異なり、何の理由も示さなくても無条件に候補者を忌避できる一種の特権みたいなものである。ただ、この特権の行使には数に限りがあつて、通常の事件ならば5回、法定刑が終身刑まであるような事件では12回と定められている (MCR6.412 (E))。したがって、当事者としては、専断的忌避を無駄遣いすることはできず、そこが作戦を要するところである。検察官は、もちろん自分一人の判断で専断的忌避権を行使していくが、弁護人は、随時被告人と作戦会議を開き、「彼はこの時点では残しておこう。」「彼女は今すぐ忌避しておくべきと思うが、それでいいか?」などと小声で打ち合わせながら、専断的忌避権を行使していく。<sup>(12)</sup>

いま、最初に傍聴席に座った14人のうち、1人が検察官によって、2人が弁護人によって忌避されたでしょう。忌



避された候補者は、当該手続との関係では用済みで、ただちにその場から退出していく。やれやれ陪審員にならなくて済んだと、正直に安堵の色を浮かべながら退出していく人もいる。陪審席にできた3人分の空席は、傍聴席に待機している他の候補者の中から、また無作為に3人を選んで座らせることにより補充される。3人が陪審席に座り、14人がそろった状態になると、また、この3人に対してヴォア・ディアが始められる。陪審選定手続は、基本的にこの繰り返しである。常に陪審席に14人が座った状態を保つたままヴォア・ディアを続けていくと、いつか当事者が専断的忌避を使い切り、あるいは使い切らないまでも、その時点の14人に満足し、「これで結構です。」という時がやって来る。その時に傍聴席に座っている14人が、当該事件における正式な陪審員になるわけである。裁判官は、この14人に改めて宣誓させ、陪審の基本的任務や心構えに関する簡単な説示をした後、次なる冒頭陳述へと手続を進めることになる。もともと、この14人のうち実際に事実認定に関わるのは12人で、後の2人はいわば予備の陪審員である。ミシガン州裁判規則上、刑事陪審員の数は12人と定められているのだが(MCR 610(A))、陪審員が急病になるなどの不測の事態に備え、審理が始まる時点では、予備の2人を含めて14人を確保しておく。そして証拠調べが終了した時点で抽選をし、選ばれた2人についてはその時点で陪審員としての任務を解き、残りの12人で実際の評議・評決に入る運用になっているのである。

さて、それでは、両当事者はいかなる戦略に基づいて上記専断的忌避権を行使するのであろうか。ここが陪審選定手続の最も面白いところであり、良くも悪くもゲーム感覚が浮き彫りになるところであるが、まず一般的な傾向として、弁護人の忌避権行使は見ていて分かり易い。身内が警察官であるとか、本人に限らず家族や友人が犯罪の被害者になった経験があるとか、薬物に対して非常に嫌悪感を持っていて薬物使用者など見るのも嫌だとか、被告人に対して敵しそうな人を忌避するのである。これに対し、通常の場合、検察官は比較的淡泊である。彼らは、よ

く、「事件の筋と証拠を素直に見て、常識的に判断してくれる人ならそれでいい。」と言う。それはそうであろう。何段階かのチェックを経てトライアルにまで進めてきている事件だから、通常の場合、全く成算がないということもあり得ない。したがって、検察官としては、少し肌色の変つた人物、エキセントリックな人物に注意しておけばそれで足りることになる。例えば、過去に何らかの経緯があつて警察や裁判所に反感ないし不信感を持つている人は、当然忌避の対象となる。また、ある検察官は、会計ないし経理に携わる人 (account) は要注意だと教えてくれた。職業柄あらゆることに細かくなりがちで、事案全体を見れば有罪は明らかであるのに、些細な証言の食い違いにこだわつて有罪認定をためらいがちだからというのが彼の説明である。

## (二) 陪審制度の理念と現実

上述の手順を踏んで、トライアルの冒頭に当該事件の陪審員が選ばれる。ざっと読めばおわかりと思うが、陪審選任手続に限らず、陪審裁判は、それ自体大変な手間を要するものである。裁判官による裁判に比べて数倍の手間ではないだろうか。裁判官、検察官、弁護人、いずれにとつても非常に疲れる裁判である。いや最も大変なのは、実際に陪審員としての任務を果たすコミュニティの住民であろう。通常の事件の場合、陪審裁判は、せいぜい数日間で終了するが、大きな事件になると1、2週間、運悪く特殊な事件にあたればそれ以上トライアルが続く、陪審員はその間ずっと拘束される。わずかばかりの日当 (ミシガン州では確か15ドルか18ドルだったと思う) は出るものの、仕事も学校も家庭も全て犠牲にしなければならない。アメリカ社会全体が陪審の維持に支払つていくコストは、膨大なものになるはずである。したがって、アメリカ人に本音を語らせると、陪審員などなりたくないという人が圧倒的に多い。いやそれどころか、現実の陪審選任手続においては、嫌々ながらこの場にいるということをし、

はつきり言動で示す人もいる。以上のように、陪審裁判と一口に言っても、そこには矛盾も問題点もあり、必ずしも理念どおりの美しいものではない。コストの膨大さもさることながら、高いモラルや市民意識を持つ陪審候補者ばかりではないのだ。

しかし、他方、陪審を「日本とは歴史も文化も大きく異なる国で実施されている、世界的に見れば少数派の制度。」と簡単に片づけていいかというと、それも底の浅い考えに思える。陪審裁判の理念は、言うまでもなくコミュニティの住民による自己決定である。本国政府と闘って植民地支配から独立することで国を始めたアメリカ人は、基本的に、自分たちのことは自分たちで決める、政府に権力を与えすぎるのは危険だという発想を持っている。独立、分権、自治が国是の国なのだ。コミュニティの住民を法廷に迎え入れ、裁判官ではなく、彼らに有罪・無罪の認定を委ねるのもその表れである。同胞が有罪と認定するならばしようがない。それが、刑罰権という国家権力の行使を正当化するゆえんである。また、彼らによつて無罪と認定されたのであるならば、国家権力がそれを蒸し返し、被告人を二重に危険にさらすようなことは許されない。市民を訴追して有罪を獲得するチャンスは一回与えればそれで十分であり、検察官に控訴権を認める必要はない。以上が、陪審裁判の基本的なコンセプトである。このところを理解しないと、陪審裁判を見ても、何と効率の悪いことをやっているのだろうというくらいに感想しか出てこない。陪審が目指した理念が、現代の司法制度の中で何らかの変容を受けつつも維持され発展していくのか、それとも衰退を迫られるのか。広い視野から検証してみる価値はあると思う。

また、上記のような理念をさておいても、陪審制度には実際的な意義がある。それは、訴訟法に忠実な訴訟が実現されるということである。この点につき、ローク・M・リード教授が、名著「アメリカの刑事手続」(ローク・M・リード、井上正仁、山室恵共著・有斐閣)の中で大變的を射た発言をされているので、長くなるがそのまま引用し

ておこう。

「法廷で裁判官や検察官、それに弁護人といった専門家だけが働いている場合には、互いに相手の仕事の中身を知っていますし、相手がどのような考えでいるかも大体分かっていますから、ルーティーン・ワークとして気楽に事件を処理できます。みんな実務の取り扱いや慣行に通じていますので、処理は容易です。けれども、これらの実務の取り扱いや慣行というものは、被告人を保護するためや法定の手続を厳格に遵守するために作られたものというよりは、むしろ、専門家が自分たちの日常の仕事をしやすくするために作り上げたものでありまして、場合によっては、そのような運用の結果、被告人の利益を害するということも起こりかねません。ところが、そこに陪審が加わりますと、すべてが変わります。ちょうどレストランの調理場に客を入れたようなもので、専門家達はあくまで自分の本来の役目にふさわしい行動をしなければならなくなり、安易な事件処理の仕方は通用しなくなるわけです。そして、そのような形で、被告人の権利が保護されることになるのです。」(同書238頁)

私は、おそらく刑事事件だけで30件以上の陪審裁判を見たと思うが、アメリカの刑事裁判で陪審が果たしている最も大きな役割は、ひよっとしたらこれかも知れないと思う。陪審が法廷に入つて来るや、裁判官、検察官及び弁護人の間にさつと流れる緊張感は独特のものである。私は別に陪審導入論者ではないが、実務法曹の端くれとして、上記リード教授の言葉だけは、いつも自分に戒めておきたいと思う。

### 3 冒頭陳述

選ばれた陪審員が宣誓し、陪審が構成されると、手続は冒頭陳述(Opening Statement)に移る。ミシガン州裁判規則によると、検察官は、当事者及び裁判所の合意によって省略しない限り、証拠調べの前に、「検察官の立場から見

た事件の構図及び検察官が証明しようとする事実に関する十分かつ公正な陳述」をするものとされている(MCR6.414(B))<sup>(13)</sup>。この条文が物語るとおり、アメリカの冒頭陳述は日本のそれとほとんど同じである。弁護人については、したければ冒頭陳述をしてもよい。これも日本と同様である。ちなみに、弁護人は、余り見込みのなさそうな事件においては冒頭陳述をしないが、本格的な否認事件であればあるほど検察官に負けじと冒頭陳述を行う。日本よりもその傾向は強いように思う。これは、保釈の緩やかな運用、証拠開示及び証人喚問権等、弁護人の反証を活発ならしめる制度が存在すること、もうひとつには陪審を意識してのことであろう。陪審裁判においては、12人の素人集団を説得しなければ裁判に勝てないから、イメージ作りやプレゼンテーションの能力といったものも大事で、言い返せる材料がある限り、言い返すのが鉄則である。やりすぎは墓穴を掘るが、相手方を言わせっぱなしにしておくのは、もつとまずいのだ。

また、日本では余り見かけないことだが、当事者間で異議が出たりする場合がある。例えば、証拠の引用がどこまで許されるかという問題が生じた場合がそうである。また、一方当事者からすれば、証拠を取り込んで陳述しているつもりでも、相手方から見ると、実際には意見ないし評価を述べているに他ならないと思える場合、それをどう処理するかというのも難しい問題である。冒頭陳述は、言うまでもなく証拠に基づいた一種の事件像であるが、どこまでが証拠でどこまでがその評価(意見)かというのは、難しい事案であればあるほど微妙になってくるから、この点を巡って当事者間に争いが生じる。これすなわち陪審裁判の宿命である。モーションの箇所でも説明したが、陪審に証拠の内容を聞かせてしまった後から「しまった」と思っても、もう遅い。陪審はすでに影響を受けてしまった後であり、下手をすると、この点を理由に控訴審によって判決が破棄される。裁判官としては神経を遣うところである。実際に、何回もトライアルをやり直し、いわくつきの難事件になっている事件の中には、冒頭陳述や最終

弁論において、使つてはいけないはずの証拠の内容が事実上出てしまい、使われたに等しい状態で陪審が事実認定をしてしまったことを理由に、控訴審や上告審でトライアルのやり直し(retry)が命じられたというパターンが少なくない。だからこそ、裁判官は、陪審に対する説示の中で繰り返し強調する。「法律家が法廷でしゃべることは証拠ではありません。したがって、冒頭陳述や最終弁論の内容も証拠ではありません。証人に対する質問の内容も証拠ではありません。証人が答えた内容が証拠です。」と。

#### 四 陪審法廷の実際

訴訟法ないし証拠法の体系や個別論点について論述することは、本稿の目的とするところではない。ここでは、実際の陪審法廷を傍聴して気のついた幾つかの点につき論じておく。

##### 1 当事者主義

アメリカの証拠調べは、当事者が主役の証拠調べであつて、日本のように、当事者が証拠調べを請求し、それに對して裁判官が採否を決定するという構造をとっていない。証拠調べの対象や範囲は、トライアルに先立つて当事者が話し合つて決めてくるものなのだ。したがつて、争いのない事実については、当事者が積極的にその旨の合意(stipulation)ができたことを申し立ててくる。トライアルに入つてからその場で合意が成立し、その旨速記にとることによつて、日本の合意書面と同じ効果を発生させることもある。非常に主体的であると同時に、手の掛からない当事者である。また民事に限らず刑事においても、職権証拠調べという概念が存在しない。当事者の納得の上で行われた証拠調べの結果だけが事実認定の材料であり、裁判官が何かを意図して証拠調べをすることは、彼らの感覚にないことだと思ふ。日本だつて当事者が請求した証拠を調べるのがほとんどで、職権証拠調べなど例

外ではないかという声が聞こえてきそうだが、実態にはかなりの差がある。例えば、アメリカの裁判官は、補充尋問をほとんどしない。また、微妙な事案において、「これこれの点についてはどうなっていますか?」、「この点は、もう少しはつきりさせておいた方がいいのではありませんか?」などと持ちかけ、それとなく当事者に主張・立証を促すということもしない。彼らは、トライアルにおいては手続の主宰者に徹する。実体真実の発見をなにか犠牲にしても、手続的な正義を守ることが大前提なのである。

以上がアメリカのトライアルの理念型であるが、もちろん理念だけでうまくいくはずはないのであつて、この理念を実現できるだけの制度的裏付けがあることを見落としてはならない。まず当事者自身が争点を整理し、立証計画を樹立するためには、事件に対する認識が当事者間に同じレベルで共有されることが必要だが、それを担保するのがデイスカバリー（証拠開示）である。当事者は、訴訟の帰趨に直接の利害を有しているから、情報の開示がオープンになされるといふ信頼感がない限り、おいそれと争点整理に入れるものではない。デイスカバリー及びその実効性を担保するペナルティーがあるからこそ、トリアルまでに証人リストが交換され、「これでやりますので、後は交通整理だけお願いします。」という状態にして、裁判官のところへ事件を持ってきてくれるのである。また、デイスカバリーを通じて交換された情報に基づき、当事者がトリアルの計画を練り、処理すべき問題を予め処理しておく機会も設けられている。モーションを初めとする公判前手続である。モーションにおいて、捜査の違法性に関する主張や伝聞証拠の扱いに関する争いを片づけておかなければ、実体審理を集中的に効率よく行えるものではない。さらに、トリアルになれば証人喚問権及び対質権が手厚く保障される。というより、上述したとおり、当事者による証拠調べ請求及び裁判官による採否決定という概念がないから、当事者が「この証人を呼ぶ。」という限り、それを聴くのが裁判官の仕事である。証人喚問権及び対質権は、アメリカの裁判制度において、それほど基本的で

重要な権利なのだ。この権利の行使に関する事実上唯一の例外は、反対当事者からの異議申立てである。この場合だけ、裁判官は、当該証拠を調べることの適法性ないし妥当性を判断することになる。

以上のことから、アメリカの証拠調べは、無駄がなく簡潔である。事実認定自体がそれほど細かいこともあるが、それより何より、当事者間で争点が煮詰まり、供述調書も予備審問手続の証言録も全て検討された上で、これを聴いて欲しい、ここで勝負が決まるという状態になって、初めてトライアルが始まるからである。したがって、尋問はいきなり核心部分から開始される。周辺の事情が延々と尋問の対象になったり、探索的な尋問がなされたり、細かな食い違いをあげつらったり、そういう場面がほとんどない。裁判官の補充尋問がほとんどないのも、別に当事者に遠慮しているわけではなく、交互尋問の密度の濃さに由来するところが大きい。交互尋問においては、何がきれいに出るため、尋問に介入したり、補充尋問をしたりする必要がないのだ。また、実際の尋問においては、何かを引き出そうとして粘ることよりも、むしろ伝聞法則等の証拠法に精通していることが重要なため、アメリカの実務法曹の法廷技術及び尋問技術は総じて高い。これは素直に見習うべき点ではないかと思う。私は、陪審裁判を傍聴する場合は、自分が陪審員になったつもりで証人調べを聴くように心がけていたが、まだろっこしい尋問は聴いていて本当に辛い。集中力が一気にそがれてくる。おそらく陪審員も同じはずで、アメリカの法律家の尋問が長い引かないのは、陪審制度の影響も間違いないかと思う。人間の集中力は、そんなに長く続くものではない。自分でどんなに必要だと思っても、陪審が聴いてくれなければ、長い尋問はむしろ逆効果。彼らは、陪審の評決に一喜一憂しながら、そんなことを体で覚え込んでいる気がする。この点、素人である陪審員は、職業裁判官よりも正直に態度に出すし、ある意味で厳しい事実認定者である。尋問の手際が悪いと、彼らは、すぐに「こそこそしたり、ため息をついたりする。時折船を漕ぐ陪審員だって、いないわけではない。そして、陪審がそのような態度をあか



らさまにし出すと、傍聴席から見ている、どちらが勝つてどちらが負けそうか、裁判の結論がおぼろげながらに読めてくるのである。

## 2 直接主義ないし口頭主義

もうひとつ、アメリカの刑事公判を傍聴していてすぐに気づくのは、徹底して人証中心であり、書証はほとんど用いられないということだ。これは本当に徹底しており、「書証で立証した方が合理的なのに。」と思うような事柄についてまで、証人呼んで立証する。例えば犯人性が争われている強盗事件があつたとする。現場に最初に到着した警察官が証人として呼ばれる。検察官が立証しようとするのは、もちろん「被害直後の現場の状況」である。検察官の主尋問に答えて5分間ほど証言する。現場の状況については弁護人も争っていないので、反対尋問はない。5分で終了である。そんなことなら捜査報告書か何かで代用すればよさそうなものだが、彼らはそうしない。別に直接主義ないし口頭主義の理念を守るためにそうしているのではなく、彼らにとつて、裁判とはそういうものなのである。

これは一体どうしてなのか。一番の根底には、前にも触れたとおり、口頭主義、公開論争主義とも言うべき文化があると思う。それは間違いない。彼らにしてみれば、相手と論争したり、交渉したりするためのオープン・コート（公開裁判）なのであつて、そのために刑事においても民事においても、紛争の初期段階から裁判所に事件を持ち込む。アメリカの社会は、よく濫訴社会と言われる。まさにそうなのだが、逆に、裁判以外の非公開の場で紛争を解決することは、彼らにしてみれば、非常に不思議なことに映るかも知れない。言つた言わないの水掛け論になつたらどうするのか。論争のルールもないところで自分の権利はどのようにして守られるのか。そう反問してくるか

も知れない。だからこそ、彼らは、手続の番人である裁判官のいるところで、そして発言したことは全て記録に残るところで論争するのである。

また、上記のような文化論から離れて裁判技術的にみると、やはり陪審及び答弁取引の存在が大きいように思う。陪審は一般市民であるから、端的に言つて、書証や速記録を読みこなす技能を持ち合わせていない。仮にできたとしても、12人の陪審が評議するときに書証をどう扱うのか。廻し読みするのか、人数分コピーするのか。また、書証の突き合わせを始めれば当然評議に時間がかかるが、その間彼らをすつと拘束しておくのか。少し考えてみれば、陪審制度と書証とは、非常に相性が悪いことがわかるはずである。陪審裁判とは、証言を耳で聞き、その記憶や印象が薄れないうちに一気に結論だけ出してしまつて解散する、そのようなやり方を宿命づけられている裁判だと言えよう。それから答弁取引の点であるが、上級裁判所に起訴された事件のうち、おそらく95%は有罪答弁により証調べなしに終局する。それを考えると捜査の段階で詳しい書証を作成することは割に合わない。単純な経済効率の問題である。主要な書証である捜査報告書を例にとると、捜査報告書それ自体はすべての事件について作成されるが、警察官からすれば、書証のつもりで作成していいのではない。事件送致を受ける検察官の事件処理の便宜を図るためと、公判に証人として呼ばれた場合に、証言を補助する手控えとして用いるために作成しているのである。

以上のことから、アメリカの法廷においては、裁判官席に座つていても、陪審席に座つていても、あるいは傍聴席から傍聴していても、同じレベルの情報が見られる、人証中心の証調べがなされる。アメリカ人にとつて裁判制度が非常に身近なものであるのは、ひとつにはこのような理由もあろう。全ての事案について詳細な書証を作成し、書証による立証に異議が唱えられたとき(弁護士が同意してくれなかったとき)にだけ人証を用意する日本と、最低限の捜査資料の作成で済ませておき、それ以上のことが必要になったら公判で証言すればいいと割り切るアメ

り力。非常に対照的なやり方であることだけは間違いない。

### 3 陪審に対する説示

証拠調べが実施され、これをふまえた最終弁論（日本における論告・弁論と同様の手続である。）が終わると、陪審が評議に入る前に、裁判官が陪審に対して説示（*Jury Instructions*）を与える。<sup>(14)</sup>これは陪審の任務や刑事訴訟の基本的理念に始まり（これらはトライアルの冒頭で注意されることも多い）、構成要件要素の説明、事実認定に関する一般論、評議・評決に関する注意事項まで、トライアルの主宰者である裁判官が、事実認定という重責を負わされた陪審に対し、説示を与えるという体裁で行われる一種のオリエンテーションである。したがって、裁判官はその冒頭において、「みなさんは法と証拠に従わなければなりません。このトライアルにおいて具体的に適用される法とは、裁判官である私がみなさんに与える説示です。」と説明する。

ところで、この説示は、実際には全て項目別に定型化された雛形に基づいて行われる。これはアメリカ中どの地域のどの裁判についてもそうで、ミシガン州においても刑事陪審説示例第2版（*Michigan Criminal Jury Instruction 2nd Edition*）という加除式の書籍が編纂されており、当該事案において、裁判官、検察官及び弁護人が話し合い、どの部分を用いるか予め決めておき、それに従って裁判官は当該部分を読み上げる。したがって、意地悪な言い方をすれば、裁判官による文書の棒読みにすぎず、退屈で形式的な手続ということができる。また、これらの説示を読み上げたところで、実際に陪審がどの程度その内容を理解し、評議の際に活用しているかという点、これは誰にも検証できる性質のものではなく、はつきり言って疑問である。例えば、裁判官が「合理的な疑い」（*Reasonable Doubt*）という概念につき、「単なる疑い、可能性だけの疑い、想像上の疑いといったものではなく、常識や合理的な判断力

を持った人を見て、おかしいと思える程度の疑いです。」と説示したとする。一般論としてはまことにそのとおりなのだが、このような説明を生まれて初めて受けた人が、その内容をどの程度理解して使いこなせるかということ、それはまた別問題というほかない。

ただ、それでは陪審に対する説示が余り意味のないものかというところ、そうとも言い切れない。まず、上記説示例の質は非常に高いものである。さすがに専門家が知恵を絞って作成したものだけあって、素人が聞いてもわかるような平易な言葉で、無駄なく、しかも格調を失わずにまとめられており、法律家が聞いていてもためになる。というより、法律家もこの説示例をトライアルに先立って参照し、当該トライアルにおける要件事実となる構成要件要素をよく確認したりしている。一例を挙げてみよう。第1級殺人罪(MCL4750.316)の構成要件のひとつである計画殺人(Premediated Murder)については、①被害者の死、②それが被告人によつて引き起こされたこと、③被告人が実際に被害者を殺害しようとして意図して、④被害者の死を計画し、⑤故意も存在したこと、以上の構成要件要素について、それぞれが合理的な疑いを容れないまでに立証されなければならない。計画殺人の点が無罪との結論に達した場合には、次に、それに包含される関係の第2級殺人罪(MCL4750.317)の成否が問題となる。すなわち、上記①、②に加えて、⑦被告人が実際に被害者を殺そうと意図したか、重篤な傷害を引き起こそうと意図したか、あるいは、死を引き起こす蓋然性が高いことを知りつつ、死の高い危険性ないし重篤な傷害を作り出したか、以上の構成要件要素が、合理的疑いを容れない程度に立証されたかどうかを検討されなければならない。第1級殺人(計画殺人)の事案については、以上の内容が陪審に説示される。私も、よくこの陪審説示例で勉強させてもらったのである。

それから、陪審説示が形式的だと言っても、これ以外にどのようなやり方があるのかという問題がある。これは

非常な難問だと思う。さあ、証人調べも最終弁論も終わったから評議に入れと言われても、陪審は、何をどのように評価して事実認定すればいいのかわからない。どこまで効果があるかは別にして、やはり何がしかのガイダンスは必要である。しかも裁判官としては、そのガイダンスにおいて、余り下手なことを言うこともできない。樺読みではあんまりだということで、裁判官が善意で工夫を凝らし、当該事案に応じた証拠説明を試みたでしょう。しかし、証拠の具体的な中身に触れると、その要約や引用の仕方を巡って、陪審に影響を与えてしまったなどと当事者から非難される可能性がある。この点が異議の対象になったり、控訴理由にされたりした例が実際に存在するのである。したがって、陪審説示は必然的に樺読みにならざるを得ない。退屈ではあるが、それが一番の安全策だからである。もちろん本当に実力のある裁判官は、このような制限の中で少しずつ工夫を凝らした説示をするし、当事者もできるだけそうして欲しいと望んでいるのだが、一般的な方策として、予め編纂された定型的な説示例を読み上げる方法以外にどんなやり方があるかという点、誰も思いつかないのである。

#### 4 評議と評決

説示が終わった後に抽選が行われ、この時点で予備の2人の陪審員が外れる。このようにして12人になった後、陪審員は、陪審室で評議 (deliberation) に入る。これは全く密室の討論であり、どのような内容の討論がなされているのか、直接うかがい知ることができない。いや、そもそも、彼らがいつ結論に達し、被告人に対して評決 (verdict) が言い渡されるのかすら、誰にも予測がつかない。15分くらいで評議がまとまり、コーヒーを飲んで一休みしている裁判官が呼び戻され、慌てて法廷に戻ってくることもあるし、難しい事件ならば、評議が数日ないし数週間続くこともある。その間、陪審員達は、事件について語ることに、事件関係者と接触すること、当該事件の報道に接する

ことなどを禁じられ、また翌日に裁判所の陪審室に戻つてくるのが普通であるが、極端な場合にはホテルに缶詰めにされる。このように、いつ、いかなる筋道をたどつて、どんな結論に達するのか、当の陪審員以外には全く分からない。この予測不可能性 (unpredictability) が、陪審の評議・評決の最大の特徴である。この間、法律家たちは自分の仕事に戻っている。いつ出るかわからない評決を、じつと待つてゐるわけにはいかないからだ。また、評決は、判決の言い渡しとは異なり、事実認定の結果 (有罪か無罪か) にすぎないから、検察官及び弁護人は必ずしも出席しなくてもよい。代わりの検察官が来たり、法律事務所の職員が来たりすることもある。一方、被告人はというと、身柄の場合ならば裁判所内の拘置施設にとどめおかれるし、保釈されている場合には連絡先に連絡して呼び戻されることになる。

陪審が評議に入つても、法律家の仕事は終わりではない。難しい事件であればあるほど、法律家の頭を悩ませる問題が陪審によつて提起されることがある。陪審は、評議の間、外部と接触することを禁じられているが、議長役を務める陪審員 (foreperson) を通じて、裁判官に対してメモを出すことが認められており、一人気分がすぐれない人があるので今日の評議は早めに終えたいとか、法廷で証拠として用いられた写真を陪審室に差し入れてくれないとか、いろいろな内容のメモが出てくる。その程度なら大したことはないのだが、結論に影響を与えかねない問題が提起されることもある。例えば、陪審が決定的な証人をもう一度聴きたいと言ひ出すことがある。日本の職業裁判官だつて何回も速記録を読み直すのだから、気持ちにはわからないでもないが、これを容認していたら何のため(15)の集中証拠調べかわからない。したがつて、このような時、裁判官は、担当検察官及び弁護人を法廷に呼び戻し、相談した上で当該証人の証言の録音テープを再生して陪審に聴かせることになる。

また、次のようなこともあつた。連邦地裁の公判であつたが、銀行強盗の事案において犯人性が争われ、トライ

アルで、銀行に備え付けられた防犯ビデオテープが再生された。結局、画面の質の問題で犯人性の決め手にはならなかったのだが、陪審が評議に入った後、陪審室から、なぜか虫眼鏡（拡大鏡）を差し入れて欲しいという要望が出てきた。私は、その後の詳しい経緯まで知らないのだが、とにかく裁判官がそれに応じたい。ところが、陪審員は、何と虫眼鏡を用いて、上記ビデオテープを現像した写真を陪審室でもう一度精査していたのである。担当裁判官は、陪審にどんな影響を与えたことになるのだろうか、審理無効（*mistrial*）を宣言してもう一度トライアルをやり直すような手続的瑕疵になるだろうかと頭を抱えていたが、私は思わず笑い出してしまった。法廷でよくわからなかったから、もう一度虫眼鏡で拡大して見てみよう。専門家の盲点を突いた陪審らしい発想である。この事件では、近眼の人が眼鏡をかけて文書を読むのと同じだから、別に不当な影響を与えたことにはならないだろうという結論に落ち着いたが、このように、裁判官としては、陪審が無事評決に達するまで決して安心することはできないのだ。

それから、「評議がデッドロック（*deadlock*）に乗り上げた。」とのメモが出てくるのも恐ろしい。アメリカ人は、自分の意見をはっきり言う文化に育っているから、評議の場においても、しっかりと自分の意見を言う（らしい）。内容まではわからないが、陪審室から、盛んに議論している声や、誰かが冗談でも言ったのだろう、どつと笑い声が聞こえてくることもある。とにかく活発な議論がなされているのは間違いない、それ自体は大変素晴らしいことなのだ。刑事陪審の評決は、有罪、無罪にかかわらず、全員一致であることが求められているから（*MCRA 410(B)*）、一人でも自分の意見を引っ込めずがんばる人がいれば、評議はまとまらず、評議不成立（*hung jury*）ということになる。そうなれば、新たな陪審を構成してトライアルはもう一度最初からやり直してある。冒頭陳述も、証人調べも、最終弁論も、全部初めからやり直して繰り返すのだ。これは非常なロスであり、誰もそんなことは望まない。し

たがって、テッドロックのメモが出てきたときは、裁判官は、やはり検察官及び弁護人と打ち合わせ、陪審員を法廷に呼び戻し、もう一度説示を与えることになる。といつても同じ説示を繰り返すのではなく、評議を尽くして何とか評決に達するよう励ますのだが、もはやそれくらいしかできることはない。なぜ陪審がテッドロックに乗り上げたのか、どのような点を巡って、どの程度意見が分裂しているのか確かめたいところだが、評議に対する介入と受け取られても仕方ないから、そんなことは絶対にできない。証擧の中身に触れるわけにもいかない。「この証人の証言は、これらの点では客観証擧に合致していますが、一方、このように首尾一貫していないところもあります。」などとコメントしたら、間違いなく検察官及び弁護人の両方から猛反発を食らうであろう。「しつかり証擧を確認して、開かれた心で評議して下さい。どの陪審員にも公平な発言の機会が与えられなければなりません。自分が間違っていると思つたら、意見を変えることをためらつてはいけません。」、そんな一般論を説示するのが精一杯なのである。

さて、陪審が評決に達すると、当事者が法廷に呼び戻され、評決が言い渡される。言い渡しにはいろいろなスタイルがあるようだが、ミシガン州第3巡回裁判所では、裁判官が議長役の陪審員に対して、評決を書き込んだ簡単な定型用紙を読み上げるよう促し、それに答えて、同人が、「訴因1については有罪、訴因2については無罪。」というように読み上げる方式を採っていた。そして、裁判官が他の陪審員にも、「いま読み上げられたのが貴方自身の結論ですね。」と確かめ、彼らが間違いない旨答えると、評決の言い渡しは終了である。なぜ有罪なのか、あるいは無罪なのか、理由の説明は一切ない。<sup>(16)</sup>彼らに求められているのは結論だけである。このように結論だけを示す評決の仕方を一般評決 (General Verdict) と言うが、結論だけでなく理由も述べよ、ましてそれを紙に書いて残せなどと言うのは、12人の素人集団に対しておおよそ現実的でない要求であることは言うまでもない。陪審の評決は、当事者



にとつて、いや裁判官にとつても、いつ降ってくるかわからない天の声みtainなものである。全部無罪以外の場合は、評決に引き続き、裁判官が被告人に対して判決言渡期日(通常約2週間後)を言い渡す。これで事実審理手続の全てが終わるのである。

## 五 公判における事実認定

### 1 序説

私がアメリカの刑事実務を見る機会を得たとき、最も興味を持っていたのは公判における事実認定であつた。実際に、どのような事案で、どの程度の証拠に基づき、どのような事実認定がなされるのか。それを前提として確認しないと、個々の論点を抽象的に取り上げても、かみ合つた議論にはならない。そういう想いがあつたからである。そこで、本章では、私が実際に傍聴した中から、陪審裁判について2例、裁判官による裁判について2例、合計4例の事実認定に関する実例を挙げ、若干の考察を試みようと思う。

### 2 陪審の事実認定

#### (一) 事例1

罪名は、第1級性的犯罪行為(MCL750.520b(1)(a))。被告人は、被害者である6歳(被害当時)の女の子の性器に指を挿入したという事実で起訴されているが、被告人は被害者の実の父親であり、被害場所も彼らが当時同居していた被告人方という特殊な事案である(裁判当時は、被害者は養親方に住んでいた)。

捜査の端緒は、被害者の母親つまり被告人の妻による警察への通報である。ある夜の9時か10時ころ、被害者が、

母親に、ただ「傷つけられた。」と話しかけてきた。被害者の様子はいつもと違っていたが、母親は数日前に出産を終えて退院してきたばかりで、赤ん坊の面倒を見なければならず、また被害者に外傷があるような様子もなかった。その晩は「シャワーを浴びて寝なさい。」と言って被害者を寝かせ、翌日学校を休ませて詳しく事情を尋ねてみた。すると、被害者は前夜の8時ころ上記の被害事実にあつたことを母親にうち明けたのである。動転した母親は、思い悩んだ挙げ句、その日の午後になって警察に通報し、警察が自宅にやってきた。その段階から被告人は一貫して否認。もつとも供述調書はなく、公判でも証言台に立たなかつたので、彼の弁解の内容はわからない。公判での主要な証人は、被害者とその母親の2人であり、なかならず被害者である6歳の女の子の証言を信用するかしないか、それだけの事案である。

さて、被害者の供述は被害直後から一貫しており、その点は信用性の肯定材料のだが、なにぶん非常に危ないとされる年少者の証言である。その上、無理もないことであるが相当な心の傷を負っているようで、法廷での証言もぎこちなく、検察官の主尋問も誘導になりがちで心証が取りづらい。それから気になることが幾つかあつた。被害者がこのような性的悪戯の被害にあつたと申し立てたのは、実は本件の1回だけではなく、その前後にも2、3回あつた。そのうち1回は警察も動いている。本件の約3か月後に、学校のトイレの中で白人の成人男性に性器を触られたというのだ(ちなみに被告人は黒人である)。このときは、警察が学校関係者数人から事情を聴取したが、結局容疑者の特定には至らなかつた。また、被害者の証言を補強すべき母親の証言も心許ない。彼女の対応は早く、初動捜査も的確で、事件の筋としてはいいのだが、彼女自身が混乱しており、かつ端的に言つて、非常に貧困な多子家庭の主婦であり(彼らは生活保護で生活していた)、善人であることは間違いないものの、理性的・論理的な話のできるタイプの人ではない。したがって、彼女の証言を頼りにすることもできない。さらに、被害当時、被告

人方には被害者の兄弟姉妹たちが5人おり(最年長は10歳の男子)、彼らのうちの誰かが被害者に悪戯をした可能性だつてないわけではない。以上のような事情を考慮すると、被害者を疑いたくはないが、何らかの事情で被害者が嘘を付いている、あるいは他の被害の機会と混同している可能性も否定しきれない気がしてくるのである。

陪審が評議している間、担当裁判官と話す機会があつたが、われわれの意見は「有罪」で一一致していた。①被害者の供述内容が被害直後から一貫していること、②一般的な意味での不安は残るものの、証拠上特に信用性に問題の見当たらない被害者が、法廷ではつきり被告人を指さして被害事実を申し立てていること、③初動捜査の段階で被害者に対する医学的な検査が行われており、被害事実の存在自体はほぼ間違いないこと(被害者の陰部には少量の出血が認められた。)などから、被害者の証言を排斥する合理的な理由が見当たらないという考えである。その一方で、私は、日本の刑事裁判ならば証拠調べを続行するだろうなとも思つた。事案の筋は有罪だと思つたが、被害当時の被告人方の状況、他の機会との混同の可能性についてももう少し証拠調べをして、有罪の確信を抱いてから判決に踏み切る、そんな公判状況のように思えたのである。

陪審の評議は、審理終結の日の午後から翌日の午前にかけて続いたが、私は、評決を待ちながら、これはひよつとして無罪の目もあるかも知れないと考へていた。なぜなら、評議に入る段階で外れた2人の予備陪審員と話したところ(弁護人が、彼らに参考までに話を聞かせて欲しいと頼んでいたので、私も同席させてもらった)、彼らには有罪認定に消極的だつたからだ。有罪に踏み切るには、証拠がまだ不十分であるというのが彼らの意見であつたが、話す内容は非常にしつかりしていて、私は目を見張つてしまった。確かに、実体としては有罪かも知れないが、この時点で結審したら無罪というのにはあり得る話である。結局、翌日の午後になつて陪審が達した評決は「有罪」であつたが、その直後、裁判官とともに陪審員と雑談してみると、やはり「この証拠関係で有罪に踏み切つていいの

か。「有罪の評決に対して残る若干の疑念は、『合理的な疑い』と言えるレベルのものなのか、それとも単なる可能性だけの疑いなのか。」という趣旨の質問が幾つか出てきた。彼らも相当激論を闘わせたようであった(ある時点では、デッドロックに乗り上げたとのメモが出てきていた)。

## (二) 事例2

罪名は、武器使用の暴行罪 (MCL750.82) 及び火器不法所持の加重形態 (MCL750.227b)。起訴事実の内容は、被告人が、自動車運転中、高速道路上で被害者運転の自動車に銃を発砲したというものである。

ある日の午後11時45分ころ、被害者の女性が助手席に7歳の息子を乗せて車を走らせていたところ、高速道路上において、後ろから一台の車のライトが近づいてきた。その車は何回かバッシングをしてきたが、被害者は道を譲らず、やがてその車は右側車線から追い越しをかけた。両者の車が並んだところで、お互い顔と顔があつたが、被害者がその運転者に対して中指を突き立てたところ(侮辱のサインである)、運転者は運転席の窓からガラス瓶を投げつけてきた。被害者は思わずスピードを緩めたので、いったん問題の車が先行する形となり、その時に被害者は同車のナンバーを確認した。それから再び両者の車が並んだときに、上記の運転者は、今後はハンドガン(拳銃)を取り出して発砲した。弾は車体にあつたが、被害者は加速して左に折れ、高速道路から降りてそのまま警察署に直行した。その時点で被害者の車に弾痕が認められており、被害事実の存在は間違いない。また、被害者は、問題の車と運転手に関して非常に具体的な供述をしている。例えば、車はダーク・カラーのピックアップ・トラックで、ナンバーは3883DS、運転者は肌の色の薄い黒人男性で、口ひげを生やしていたというように。しかも、被害者は生活状況に何の問題もない健康な29歳の女性であり、一連の視認状況もすこぶるよい。捜査機関からすれば理想的な捜査の端緒である。その場でなされたナンバー照会から被告人が浮かび上がり、数日後に被告人が警察に任

意出頭してきて写真が撮られたが、弁護人立会の下に行われた写真によるライン・アップにおいて、被害者は瞬時に被告人の写真を選んだ。また上記のような車の特徴及び犯人の面相も、被告人車（所有者はその母親）及び被告人にびたりと一致している。ただし、上記ガラス瓶及び銃はいずれも発見されていない。

法廷においても、被害者の供述は極めて具体的で筋の良いものであった。指を突き立てたあたりから、被害者と運転者は顔を見合わせながら運転しており、夜ではあるものの視認状況は非常に良い。また、被害者と被告人は全く無関係な赤の他人で、証拠上、被害者が嘘を付く理由も存在しない。これに対し、被告人も証言に立ち、自分が犯人であることを否定したが、そのころ現場付近を車で走っていた事実は認めており、かなり苦しい。被害直後に警察から被告人宅にかかってきた電話に対し、母親が、「息子はお尋ねの車に乗って、いま出かけています。」と答えてしまっており、この点は否認しようがないのである。また、母親も弁護側証人として法廷に出てきて、被告人（25歳）には前科前歴がないばかりか、働きながら地元の大学に通っている良い子であること、自宅に銃を所持してはいないし、息子が銃を持っているのを見たことも聞いたこともないことなどを証言したが、話の本筋から遠い印象は否めない。

以上のような状況から、私は有罪は間違いないと思っていたが、わずか30分ほどの評議で陪審が達した評決は無罪。これには驚いた。私の心証が偏っていたとは思えない。検察官は自信満々であり、公判前手続における答弁取引の段階から、「この事件はノー・オファー（取引なし）」というスタンスで来ていた。証拠関係が非常に強いし、被害者の処罰感情も強い。また、被告人に前科はなく、生活状況に問題もないものの、事案自体は銃を用いた非常に危険なものである。したがって、検察官としては真つ向勝負、妥協はしないという事案だったのである。一方、弁護人の訴訟活動はいかにも苦しいだった。被告人が善良な若者であることくらいしか具体的な材料がなく、弁論に

おいては、合理的な疑いを容れない程度の立証とは、非常に高度な立証のレベルであることを強調せざるを得ず、検察官の再反論において、「弁護人の弁論は抽象的で、陪審制度に関する教養講座にすぎない。これすなわち、証拠が有罪を物語っていることを如実に示すものである。」と強烈なカウンターパンチを食らってしまったほどである。また、後で話を聞いてみると、裁判官のみならず、書記官も、速記官も、「もちろん有罪と思っていた。」と語っていた。しかし、現実の評決は無罪なのである。前にも触れたように、陪審の評決は天の声である。天の声が無罪と言っている以上、理由を検討することはできない。また、検察官控訴もないから、裁判はこれで確定である。

### (三) 若干の検討

以上の2つの事例には、刑事陪審の事実認定の特徴がよく表れていると思う。陪審の事実認定は、一般に、予想以上に(という失礼だが)しっかりとおり、論理的な道筋をたどったかどうかは別にして、落ち着くべき結論に落ち着いてくる(事例1参照)。これは度々実感した。例えば、被告人の有罪は間違いないにしても、この訴因については微妙ではないかと思つて見ていると、ちゃんとその訴因についてだけ無罪(全体としては一部無罪)の評決を持つて帰ってくる。しかし、他方、針が振れたときの振幅は大きい(事例2参照)。簡単に言うと、「びっくり無罪」が時々あると言うことである。ちなみに、「びっくり有罪」がどのくらいあるかという点、これは「びっくり無罪」ほどではない。検察官立証が終了した時点で、法律家の眼から見て、検察官が公判の維持に失敗したというような事案においては、弁護士から「無罪評決の申し立て」(Motion for Directed Verdict)なるモーションが申し立てられ(MCR6.419 (2))、これが認容されると、陪審の評決なしにその時点で無罪になる場合がある。つまり、陪審が評議に入つた時点では、無罪の蓋然性が高い事案はすでに淘汰されており、したがって、「びっくり有罪」は比較的少ないのである。ただ、以前述べたように、証拠上は微妙でも、生々しい被害事実が法廷で立証されたような

事案、被告人の前科関係や生活状況が非常に悪い事案においては、多少強引でも評決が有罪方向に流れる可能性も少なくないが。

私は、個人的に陪審の事実認定に非常に興味を持ち、この点に関してできる限り多くのアメリカ人法曹にインタビューすることを心がけていたが、彼らの答えてくれたところを総合すると、以下のようになる。被告人を有罪にし、刑務所に入れる執行人になるのは、誰にとつても嫌なもので、これは人間の本性である。したがって、陪審は、100%確信を持てる有罪を好む傾向がある。立証のレベルに置き換えると、単なる可能性としての疑い (Possible Doubt) と合理的な疑い (Reasonable Doubt) の区別がつきにくい。また、被告人が前科のない善良な市民であったりすると、彼を処罰しなくてもいいじゃないかというムードが大勢をしめ、あつと驚く無罪が出たりする (その典型例が事例2である)。陪審は、つまるところ、論理ではなく直観や感情で事実認定をする。「神の感覚」(God's Feeling) で結論を決めるのである。

断つておくが、私は陪審を悪く言うつもりなど毛頭ない。それどころか、自分では、陪審制度に対して好意的だと思つているくらいだ。また、陪審が無罪をよく出すと言つても、ひよつとしたら、それが正しい事実認定の在り方なのかも知れず、被告人の弁解や事案の筋に慣れている職業法曹は、被告人に対して事実認定が厳しくなる傾向があるのかも知れない。したがって、ここでは、現実をただ現実としてお伝えしているつもりである。最後に、私が非常にお世話になり、かつその実力を高く評価している、2人の刑事裁判官の言葉を添えておこう。

「陪審の事実認定は概ね納得できるものであるが、10件に1、2件くらいは、自分の思つている結論と異なる評決が出てくる。」(実務経験約20年の検察官出身の裁判官)

「私の法廷では、今年(1997年)1月から10月までの間に、30件の陪審裁判を実施したが、23件が無罪だった。そ

のうち私自身も無罪だと思ったのは17件であった。」(実務経験約13年の弁護士出身の裁判官)

### 3 裁判官の事実認定

#### (一) 事例3

罪名は、逃走罪 (MCL750.479a) 及び盗品所持罪 (MCL750.535)。警察官が、速度違反の容疑で被告人運転のバイクを停車させようとしたところ、被告人が逃走を開始し、捕えたところ、バイクのイグニッションは直結状態で、バイク自体も盗難車だったという事案である。

まず、バイクの所有者が、被告人が捕まる1か月ほど前に、イグニッションをはじめ何の異常もない状態のバイクを自宅の軒先に停めておいたところ、朝起きてみるとなくなっていたと証言しており、被害事案の存在自体は間違いない。また、被告人を逮捕した警官は、パトカーで追いかけている間に被告人の顔をしっかりと確認しており、いったん被告人を見失ったものの、バイクが乗り捨てられているのを見つけてその周辺を探していたところ、被告人を発見・捕捉したもので、犯人性の点も問題ない(実際、法廷でも争点にならなかった)。問題は、盗品であることの認識であるが、この点につき、被告人は法廷で以下のような弁解をしている。「バイクは、事件の10日ほど前に、名前も住所も何も知らない男から、ロバートというこれも名前しか知らない男を介して、\$50ドルのキャッシュ(現金)で買った。警官を見て逃げたのは、ライセンス・プレートを付けていなかったため、バイクを警察署に預けなければならなくなると思ったからである。また、直結状態になっていたのは、キーを紛失したため、やむなく直結にしたのである。」

一見して苦しい弁解であり、検察官も反対尋問で十分やり込めたが、珍しく裁判官が補充尋問をした。「速度違反



やライセンス・プレートを付けていなかった程度のことなら、通常チケット(反則金切符)ですむはずだが、どうしてこんなに派手に逃げ回ったのか。」「あなたは23歳で仕事もしているということだが、所有証明書も受け取らず、全く見知らぬ人に500ドルの現金を渡して、名義の書き換えはどうするつもりだったのか。」「ちなみに、アメリカでは、車両を個人間で売買すると、譲渡人から車の所有証明書を譲り受け、それを役所に持つて行って譲渡税を支払い、しかる後にナンバー・プレートが交付されることになる。」

さて、裁判官による裁判においては、審理が終わつたら通常その場で判決が言い渡される。この簡便さ、スピーディーさがメリットである。この事案でも、いずれの訴因についても有罪が言い渡されるだろうと思っていたら、裁判官は、現行犯である逃走罪の点は直ちに有罪にしたものの、盗品所持罪の点については判断を留保し、約1週間後に指定した判決言渡期日において、刑の宣告の前に有罪・無罪を明らかにすると被告人に告げた。有罪はほぼ明らかであつたから、どうしてだろうと私は訝つたが、担当検察官の説明によると、盗品所持罪で有罪になると、手癖が悪いということで職場を首になる可能性があり、前科のない被告人の今後を考え、もう一度検討してみる気になつたのだろうということであつた。このように、裁判官による裁判は、いろいろと融通が利くのである。

(二) 事例4

罪名は盗品所持罪であり、被告人の母親名義の空き家の地下において、近くの電化製品店から盗まれたカラーテレビが発見されたという事案である。争いのない事実については、合意(Stipulate)により証拠調べが省略されてしまったため、やや断片的な見聞の内容になつてしまつたが、事案の内容は以下のようなものである。

ある夜、警邏中の警官が、フェンスを乗り越える怪しげな人影を発見し、追跡を開始した。上記家屋の敷地内でいつた人影を見失つたが、この家屋は空き家らしかったので、不審な者が潜んでいるかも知れないと思い、出入

り口を探していると、被告人が近づいてきて、玄関のあたりで「どくしたんですか？」と声をかけてきた。被告人は、自分はこの家の持ち主だと名乗り、この辺の貸し家の家賃を集めて廻っているのだと説明した。警察官(応援が駆けつけてこの時点で3名になっていた。)がこの家を調べてみたいと言うと、被告人は激しい抵抗の様子を示したが、結局、警官に伴われて鍵のかかつていない脇の出入り口から入ったところ(ちなみに被告人は当該家屋の鍵を持っていなかった。)、地下に、盗難届けの出していた48インチのカラーテレビが置いてあった。

さて、検察官の主張は、被告人は警官が家屋に入ろうとするのを明らかに嫌がっており、小競り合いにまわっている。また、2ブロックほど離れたところに住んでいる被告人が、なぜこのときに限って深夜現場にいたのか不審であるし、被告人は、この家屋の所有者は自分だ、周りの貸し家の家賃を集めて廻っていると不必要な嘘を言っている。被告人自身が全く同種の盗難カラーテレビ所持の事実で起訴されていること(この事件は別の法廷に係属中であつた。)、被告人の弟も、すでに別の盗品所持の事実で有罪判決を受けていることなどを併せ考えると、被告人が、空き家だと知っていた当該家屋に盗品であるカラーテレビを隠しておいたことは明らかだといふものである。

これに対して、弁護人の主張は、当該家屋の隣の家に被告人の姉夫婦が住んでおり(これは客観的事実)、しかもこの周辺は非常に治安が悪いから(これも客観的事実)、被告人としては、姉夫婦の安否を気遣つて時々この周囲を見回っていたのであり、本件の時も姉夫婦を訪ねるつもりで現場に赴いた。また、嘘を付いたとか、警官を家屋に入らせまいとしたとかいうのは検察官の側の解釈であり、警官と被告人との間にどんなやりとりや経緯があつたか、証拠上はつきりとはわからない。被告人としては、5、6年前までこの家屋に両親が住んでいたし、兄弟もこの周辺に住んでいるのであつて、別に嘘を言ったという意識はない。第一、被告人が犯人なら、このこと警官に近づいていって、声をかけたりするのはおかしいではないか。以上のようなものである。

私は、最終弁論を聞いてきて、これは無罪だと思った。一般的な意味において、被告人が限りなく怪しいのは検察官の言うとおりである。しかし、証拠が足りない。被告人が現場に現れたときの状況は、弁護人の言うとおり、被告人側のストーリーでも何とか説明がつくのである。ところが、裁判官は判断を留保して1週間期日を続行した。どうしてかなと思ひ、審理が終わった後で、「この証拠関係では有罪にはできないと思ひますが。」と単刀直入に尋ねたところ、裁判官はにやりと笑つて、「貴方の言うとおりだ。ただ関連事件があるので、そつちがどうなつてゐるのか確かめてみようと思つてね。」と説明してくれた。実体的には被告人は有罪と思ひが、本件については証拠不十分で無罪という心証だつたようだ。なお、後で確かめたところ、続行期日でやはり無罪が言い渡されてゐた。

### (三) 若干の考察

裁判官による事実認定に関しては、よくしたもので、日本の裁判の感覚からみてもさほど違和感はない。これは、おそらく結論に対する感覚、すなわち事件の筋を読む力というものが、毎日裁判をやつてゐる職業裁判官の間では平準化してゐることを示してゐるのではないかと思ひ。すなわち、裁判官による裁判の方が、陪審による裁判よりも、事実認定の振幅が狭いのである。ただ、これが、裁判官による事実認定が陪審の事実認定より優れてゐることを意味すると思ひるか否かは、価値観の問題である。

個人主義の固アメリカにおいては、事実認定に関しても、裁判官によつてかなりの個人差がある。また、前述したように、事実認定者が陪審であるか裁判官であるかにかかわらず、アメリカの事実認定は全体に大雑把である。日本の刑事裁判ならば、もう少し証拠を要求して眞実発見を追求するだろうと思ひる状況でほんとと結審し、結論を出してしまふ。民事裁判における事案の筋重視の事実認定に近い感じがする。それで別に不都合もなく、誰から文句が出るわけでもなく、刑事司法システムが廻つてゐる。場合によつては職権を發動し、マニアックなまでに眞実

を追求する日本の刑事事実認定が優っているのか、あるいは、当事者が整理した争点に基づいて、事案の筋を重視し、スピーディーに結論を出すアメリカの刑事事実認定が優っているのか。これもまた価値観の問題と思われる。

## 六 最後に

冒頭にも述べたが、刑事司法は全体として機能する有機的なシステムであり、その一部に光を当てたところで、システムが全体としてどのように機能するのか、しないのか、正確に論じたことにはならない。陪審制度もまた然りで、陪審裁判の断片的な一側面だけを切り取って報告することは、ミス・リーディングとの謗りを免れない。陪審制度それ自体が、日本の刑事司法が抱える矛盾や問題点を解決する万能の特効薬であるはずもないし、逆に、日本の刑事司法を混乱させてその質を劣化させるだけの毒薬であるはずもない。国民の司法参加の究極の形態として陪審制度を美化して紹介する一部の議論も、事実認定を著しく不安定にするだけの馬鹿げた制度のように非難する一部の議論も、いずれも誤りといふべきである。本稿が真に意図するのは、その点を伝えることにあるが、その試みはいささかなりとも成功しているであろうか。読者諸氏の忌憚なき意見を得ることができれば、筆者として望外の幸せである。

注1。判事補を対象とする、最高裁判所のいわゆる留学制度である。ただし、「判事補在外特別研究」なる呼称は当時のものである。  
 注2。カウンティ (County) は、通常「郡」と訳されるが、行政の基礎単位となる市町村の連合体と考えればわかりやすい。首長 (Governor) がいて行政組織を備えており、独自の財源 (税収) を持って予算を編成し、執行している。アメリカにおける最も基礎的な地方自治体のひとつである。ちなみに、ミシガン州には全部で83のカウンティがあり、ウエイン・カウンティ

(Wayne County) は管内人口約200万、全米でも有数の大都市デトロイトを擁するミシガン州最大のカウンティである。

次に、「巡回区」と訳されるサーキット (Circuit) について説明しておく。一言でいえば、カウンティが行政上の単位であるのに対し、サーキットは司法上の単位である。ミシガン州全体は全部で56のサーキットに分けられており、それぞれに番号が付されて、州の第1審裁判所が設置されている。私が研修の機会を与えられた第3巡回裁判所は、同州の第3サーキットを管轄する裁判所であり、正式には、ミシガン州第3巡回裁判所 (サード・サーキット・オブ・ミシガン) と呼ばれる。

カウンティとサーキットの関係はと言うと、多くの場合カウンティとサーキットは重なっている。例えば、ミシガン州ウエイン・カウンティと同州第3巡回区は、上記のとおり概念としては別個のものであるが、実際に管轄する地理的範囲は全く同一である。そこで、同州第3巡回裁判所は、ウエイン・カウンティを管轄する裁判所という意味で、一般にウエイン・カウンティ・サーキット・コートと呼ばれたりもする。ただ、人口が疎らで事件数が少ない地域においては、1つのカウンティにわざわざ1つのサーキットを対応させる必要はないし、そのようなキャパシティ (事件数) もない。したがって、例えば2つのカウンティに対応させて1つのサーキットを設置するというような措置がとられており、州全体で見ると、カウンティの数に比べてサーキットの数は幾分少なくなっている。

注3。ウエイン・カウンティを例にとると、州の裁判所としては、ミシガン州第3巡回裁判所 (Third Judicial Circuit of Michigan) が同カウンティを管轄しているが、同時に、連邦の制度下においては、同カウンティは、他の幾つかのカウンティとともにミシガン州の東半分を管轄する同州東部地区・連邦地方裁判所 (U. S. District Court, Eastern District of Michigan) の管轄区域内にある。

注4。犯罪を発見した告発者 (Complainant) が、その旨の書面 (Complaint: 「告発状」あるいは「訴追請求書」など) を令状発布権限のある司法官憲に対して提出することにより開始する司法手続のことをいう。ほとんどの場合、上記書面の作成者は検察官である。

注5. 訴追により司法手続は開始しているが、起訴は未だされていない状態においてなされる手続の総称。被疑事実に関する告知・聴聞、保釈条件の設定、予備審問手続(Preliminary Examination)等が含まれる。

注6. 大陪審を経た上でなされる正式起訴(Indictment)と、これを省略して検察官によりなされる検察官起訴(Information)の2種類の形態がある。

注7. 各種のものがあるが、ここでは、起訴後トライアルが開始されるまでの間、争点及び証拠の整理のためになされる準備手続の総称であると考え、眺み進めて頂きたい。

注8. 日本における家庭裁判所調査官と保護観察官を足して2で割ったような役割の人と言えば、イメージが湧くだろうか。

注9. アメリカの証拠排除法則は、不合理な捜索・押収及び逮捕を禁じる合衆国憲法修正第4条を根拠に、判例法上創設された理論であり、違法捜査抑制を目的とするものであるというのが、一般的な理解である(ロランド・V・デルッカーメン著、樺島正法・鼎博之共訳「アメリカの刑事手続法概説」第一法規、70頁以下参照)。

注10. これはあくまでミシガン州第3巡回裁判所の統計であることにくれぐれも留意されたい。

ちなみに、管轄地域の競合するミシガン州東部地区・連邦地方裁判所(注3参照)においては、事物管轄の違いに由来する捜査機関や事件類型の相違、大陪審の存在等、様々な事情が重なって、無罪率は2〜3%程度にまで急落する。

非常に興味深い現象であるとともに、日本の刑事司法を考察する上で好個の材料でもあるが、その理由の詳細は別稿に譲ることにする。

注11. 陪審選定手続の進め方は、裁判官によって、また事案によっても少しずつ異なる。本文で記述したのは、最大公約数的なところである。

注12. アメリカの法廷においては、被告人は、必ず弁護人と同じテーブルに座る。したがって、小声でやりとりをしたり、メモを交換したりすることに全く不自由はない。

被告人が保釈されていない事件においても同様で、拘留所から被告人を護送してくる担当職員（ミシガン州第3巡回裁判所ならば、ウエイン・カウンティの保安官（Sheriff））は、被告人が法廷にいる間、廊下に通じるドアのあたりにさりげなく立ったり、法廷の隅の椅子に座っていたり、被告人と適度に距離を取っていて、日本のように被告人の両脇にがちり張り付くことはしない。被告人は、あくまで防御の主体として扱われるわけで、アメリカの刑事法廷がオープンに感じられるひとつの原因であるように思われる。

注13. 条文の原文は、*a full and fair statement of the prosecutor's case and the facts the prosecutor intends to prove*、である。

注14. 前記「アメリカの刑事手続」によると、テキサス州では、陪審に対する説示が先に行われ、それから最終弁論という順序で行われているということであるが（同書22頁）、私が見聞した範囲では、ミシガン州東部地区の連邦地裁を含め、最終弁論陪審に対する説示という順序で行われていた。

注15. この時点では、速記録はまだできあがっていない。というより、トライアルの速記録は、そもそも第一審の事実認定のために作成されるものではない。事実認定は、あくまで証言を耳で聴いた記憶と印象に基づいてなされる。速記録は、正しい手続でトライアルが行われたかどうか、控訴審が判断するために作成されるのである。

注16. これに対して、裁判官による裁判では多少の理由が付け加えられるが、これとて、「こういう理由でこの証言は信用できません。」という程度の簡略なものであることが多い。まして紙（判決）に書き残すなどということは、通常の場合ありえない。裁判官が口頭で述べる理由の要旨が、速記官により記録されるだけである。

注17. そんな事案があるのかと思われるかも知れないが、夫婦間暴力のような事案においては、被害者である妻の証言がトーン・ダウンし、検察官が立証に失敗する場合がある。